悪質商法から高齢者を守る **なごや見守い情報 第21号**:

呉服次々販売 トラブル

展示会で執拗に呉服を買うように勧められ、次々と高額な呉服を契約させられる高齢者が、依然後を絶ちません!

事 例

近所の知人に誘われて**呉服の展示会**に出かけ、強引に勧誘されて呉服の契約をした。毎月呉服店に支払いに行くたびに**次々と着物などを勧められ**、最初は断ったものの、断りきれずに6年間にわたって、10枚以上、総額800万円もの契約をした。支払えないので返品したい。

アドバイス

- ・この事例のように、自分の意思で**展示会**に出向いて契約した場合は、 **クーリング・オフの対象外**となりますが、勧誘や契約の状況によっては訪問販売に該当し、**クーリング・オフや過量販売の解除を求めること**ができる場合があります。
 - ※過量販売とは、日常生活において通常必要とされる量を著しく超える商品 を販売することをいいます。
- ・相談者が着物はいらないと断っているのに、販売員が強引に勧誘して契 約をさせているので、**消費者契約法による契約の取消し**が認められる場 合があります。
- ・このような場合には、消費生活センターに相談しましょう!

被害にあわなりために

- ○展示会などでは雰囲気にのまれて不要な契約を しないように、きっぱり断る勇気を持ちましょう。
- ○判断能力の不十分な高齢者は狙われやすいので、周 いの方々の見守いが大切です。場合によっては、成年 後見制度を利用することも検討しましょう。





名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平 日 TEL052-222-9671

土·日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分 (土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437